

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	地区計画の区域内の自動車の用に供する道路の上空又は路面下における建築認定	
根拠法令・条項	建築基準法第44条第1項第3号	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	当該認定に係る地区計画等が定められた実績がなく、また、地区計画等の内容に適合する建築物に対して行う認定であることから、それ以上の審査基準を別に定めることが難しく、法の規定どおりとする。	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 標準処理期間を設定できない理由	認定については30日を原則とする。